

韓国で口蹄疫が再発 しました！みなさんの 家畜は大丈夫ですか？

口蹄疫とは、牛や豚など（偶数のひづめをもった哺乳類）がかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

伝染力が非常に強く、感染拡大の恐れがあるため、家畜伝染病予防法に基づき適正に処分されます。

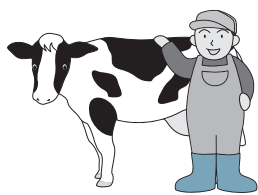
韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に10万頭以上（12月7日現在）を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守って下さい。

- ・自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- ・外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- ・畜産関係車両をはじめ農場

に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒しましょう。

発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、出来る限り控えましょう。

口蹄疫を広げないためには、早期発見がとて大切ですが、毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐにかかりつけの獣医師に連絡し、併せて、家畜保健衛生所に連絡しましょう。



【問合せ】

・農林水産課 農林水産係
（吉川庁舎）担当 川原田

☎63-8820

・中部家畜保健衛生所

☎31-22211

新成人のみなさん！ 20歳になったら国民 金に加入しましょう

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになっており、学生であっても20歳以上であれば加入して保険料を納めることとなります。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び修業年限1年以上である各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、

国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

◆申請場所 各庁舎総合窓口
係又は小城庁舎国民年金課

◆申請に必要なもの
・認印

・学生納付特例制度を希望される方は、学生証（コピー可）、もしくは在学証明書

・年金事務所から事前に送付される申請書一式

なお、お勤めをされていて厚生年金・共済年金に加入されている方は、国民年金加入の手続きは不要です。



【問合せ】国保年金課

（小城庁舎）

担当 古川・岩本

☎73-8802